

環境課からののお知らせ

ごみ収集は12月31日(土)から新年1月3日(火)まで休みです

年末年始の収集日は次のとおりとなります。

可燃ごみの収集		
収集地区	年 末	年 始
月・木の地区	12月29日(木)まで	1月5日(木)から
火・金の地区	12月30日(金)まで	1月6日(金)から
水・土の地区	12月28日(水)まで	1月4日(水)から

ビン・雑ごみ・ペットボトルの収集	
収集地区	変更日
十市(県道新春野赤岡線以南)、成合	1月2日(月)→1月4日(水)
片山、里改田	1月3日(火)→1月5日(木)

カン・金属類の収集	
収集地区	変更内容
第1・第3月曜日の地区	1月2日(月)は収集休み
第1・第3火曜日の地区	1月3日(火)は収集休み

紙類・衣類の収集	
収集地区	変更内容
第1・第3月曜日の地区	1月2日(月)は収集休み
第1・第3火曜日の地区	1月3日(火)は収集休み

市民からのお便り

野菜高騰で献立を考えるのが大変な毎日です。

年末年始のし尿のくみ取り

環境センター(し尿処理施設)は、12月30日(金)～1月4日(水)まで休業します。	年明けは、1月5日(木)から平常どおり業務を始めます。	年末・年始のし尿のくみ取りについては、12月20日(火)までに次の業者に直接お問い合わせください。
業 者 名	所在地	電 話
(有) 香 南 衛 生 社	大埴乙	864-2517
(有) 南 国 衛 生 社	東山町	863-3531
(有) 南 国 清 掃	岡豊町	866-2432
(株) 浄化槽センター	下末松	863-5117

香南清掃組合からのお知らせ

12月26日から新施設での受入開始！
香南清掃組合は、新しいごみ処理施設を現施設の北側に建設しており、平成28年12月26日(月)から新施設へごみの搬入を開始します。すでにお間違いないようにお願いします。入口は現施設と同じ南入口です。場内の案内板等に従って搬入してください。

日	月	火	水	木	金	土
				1 (第1・木)	2 (第1・金)	3 (第1・土)
4	5 (第1・月)	6 (第1・火)	7 (第1・水)	8 (第2・木)	9 (第2・金)	10 (第2・土)
11	12 (第2・月)	13 (第2・火)	14 (第2・水)	15 (第3・木)	16 (第3・金)	17 (第3・土)
18	19 (第3・月)	20 (第3・火)	21 (第3・水)	22 (第4・木)	23 (第4・金)	24 (第4・土)
25	26 (第4・月)	27 (第4・火)	28 (第4・水)	29	30	31

12月の第○・○曜日の参考



※持込の際には従来通り(香南清掃組合 ☎863・1177)へ事前連絡が必要です。
※12月31日～1月3日は受け入れておりません。

■問い合わせ／環境課 ☎880-6557

知って得する国民年金

国民年金保険料の納付期限は、翌月の末日です。忘れず納めましょう。

◆年金の予約相談を実施しています。

平成28年10月より全国の年金事務所で年金の予約相談を実施しています。ご予約いただきますと・・・

- ① お客様のご都合にあわせて、スムーズに相談できます。
 - ② 相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ、丁寧に対応します。
- 予約の申し込みは「ねんきんダイヤル」へ！
☎0570-05-1165

- 予約希望日の1カ月前から前日まで受付しています。
 - 予約相談の実施時間帯は、8:30～16:00(月～金曜日)です。
 - ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。
 - 年金受給に関する書類を提出する場合も事前予約されると、待ち時間が短縮できます。
 - お近くの年金事務所でも受付しています。
- 南国年金事務所 (☎864-1111)
＜音声ダイヤルに従って①→②を選択してください＞

市民からのお便り

朝晩、涼しくなりました。体調管理を心がけてはー。

税 だ よ り

家屋調査にご協力ください

平成29年度固定資産税の課税に向け、平成28年中の家屋の状況(新築・増築・取り壊しなど)を調査していますので、ご協力をお願いします。

■所有者の変更は届け出を
未登録の家屋(法務局で登録されていない建物)で、売買・贈与・相続などで所有者を変更した場合は、納税義務者変更届(用紙は税務課にあります)を提出してください。

※登記家屋やそれに付随する家屋の所有者変更については、法務局で手続きをしてください(税務課への届け出は不要)。

■新築・増築・取り壊し
平成28年中に家屋の新築や増改築などによる床面積の増減、または家屋の取り壊しがある場合は、今年中にご連絡ください。

※すでに税務課職員が調査で聞き取っている場合は、連絡の必要はありません。

標識の交付を受けていない農耕車両をお持ちではないですか？

乗用装置のあるコンバインやトラクターなどの農耕車両は「農耕用の小型特殊自動車」として、軽自動車税の課税対象となります。取得した場合は、登録の届け出が必要です。標識の交付を受けていない農耕車両をお持ちの場合は標識の交付を受けてください。ただし、乗用装置のない手押し式の田植え機などは課税されません。

また、軽自動車税は4月1日時点の所有者に課税されます。すでに使用していても、廃車の手続きをしていない場合は課税されますのでご注意ください。

■届出先・問い合わせ
税務課 ☎880-6554
資産税係 (家屋の調査)
税務管理係 (標識の交付)